

つっかいぼう通信 第74号

編集/特定非営利活動法人障害者自立センターつっかいぼう

〒502-0843 岐阜市早田東町8丁目4番1 パセール長良1F3号

TEL 058-215-7374 / Fax 058-296-5343

発行/2012年 12月 3日

障害者市民事業ネットワーク
2013年オリジナルカレンダー

* やさしいちきゅうものがたり *

残り **25本**

無くなり次第
終了です!!



ありがとう
そして感謝を



今年もカレンダー販売しています!!

一部 1,000円(送料無料)

カレンダー販売して
23年です
よろしいか??

ご協力お願ひします!

ビー・カンパニー・この半年

「特にこの一年は大変動きのある時期でそれをその時々にお伝えしたいと思いつつ、動かしていく事に精一杯でほとんど何も発信できないままで申し訳ありませんでした。

新しい作業所は3月中旬には完成し少しずつ引っ越しながら移り作業を始めていき、4月2日には無事新しい仲間を迎える事ができました。元浜町にはキャンドルの原材料や製品以外にカルタやキャンプの備品など法人の荷物がおいてあったので5月いっぱいかかって運び出し、5月末に大家さんに鍵を返しました。元浜町は二か所目の作業所の場所で、ここから介護派遣のスタートを切りました。色々な活動に展開した場所で、また高橋智ちゃんははじめ忘れられない人たちとの出会いや別れがありました。夏は暑く冬は寒い上に寒くて一日も早い脱出を夢見ていましたが、いざとなると寂しいものでした。ビー・カンパニーでは仕事を続けながら荷物の整理と片付け、近隣のお宅へのごあいさつの通信の投げ込み、竣工式の準備等忙しい日が続きましたが、何とか4月14日竣工式を迎えました。式は建設関係、地元地域の役員や学校関係、福祉関係の方々や藤田敬一先生においで頂き感謝並びにごあいさつをさせていただき、また何人かの方からはごあいさつをいただきスタッフは大変緊張しましたが温かい雰囲気の中で執り行う事が出来ました。仲間達は正装で参加しなかなかカッコ良く最後に参加者全員で記念写真を撮りました。当日はご家族やつかいぼうの人たちの参加もあり、後半は後日始める食堂の食事のお披露目を兼ねての立食パーティーの交流会を行ないました。あちこちで談笑する姿が見られ、ここまで来れた事の実感が湧き多くの方々に対する感謝でいっぱいになりました。これを無にしないように一層頑張らないと、と思いました。

開店しホッとする間もなく、特別支援学校からの実習生の受け入れや新しいハンガーの仕事、食堂の仕事を本格的な準備に突入し、食堂の運営方針、名前、看板、メニュー、買い物、宣伝・・・、不安と緊張の中、7月25日オープンの日を迎えました。時間になり顔馴染みの方が何組か来てくださいました。それから4ヶ月、近所の方、のぼりやチラシを見てきた下さった方、つかいぼうや作業所やヘルパーの利用者関係の方、見学を兼ねての特支に通う障害を持つ子どもさんのご父兄、その他様々な方々が訪れて下さり本当に感謝しています。といってもお客さんゼロの日もあり厳しいで

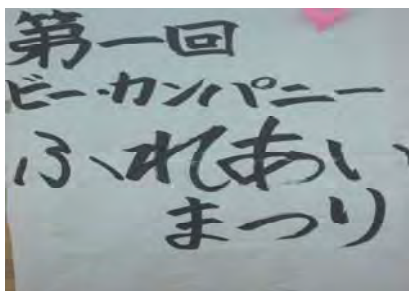
すが、1日売上2万円を目指しテイクアウトを始めたり、チラシをせっせと配り営業に努めています。仲間の仕事は開店前の掃除が主ですが、食品部門での仕事の様々な工夫とともに仲間の仕事も増やしていきたいと思っています。秋が深くなり焼き芋の季節となりました。駐車場の北側にテントを出して冬季限定の焼き芋販売を始めました。道行く人が買って行ってくれます。

10月13日には「第1回ビー・カンパニーふれあいまつり」を行いました。これまで行なってきた販売やリサイクル中心のバザーではなく、地元や普段係わって下さる方々との交流や感謝のイベントで授産製品の販売以外に模擬店や遊びのコーナー、車椅子の体験、とん汁の無料配布、無農薬の販売と黒野小学校6年生による紙芝居「黒野のお殿様」を行ないました。黒野小学校では全校生徒の皆さんにチラシの配布のお願いをすることができました。また紙芝居の公演で参加してくれたこともあり子供の参加がありとてもにぎやかでした。内容や運営面ではまだまだですが、とにかく開催できて良かったです。残念ながら、いまだ町内会に入れぬ身ではありますが、これからも出来るだけ交流の機会を多く作り地域とのつながりを深くしていけたらと思います。

こちらの作業所に移ってから特別支援学校からの見学や実習が増えました。実際前の場所では対応するスペースすらない状態でしたので当然といえば当然ですが…。

障害を持つと卒業後の進路がとても狭い、障害が重ければ重いほど余計に狭い、数的にも種類的にも限られてしまっていると思いがちです。生活のリズムを作ったり仲間を得るために就労支援施設や生活介護施設への通所も大切かと思いますが、それだけでなく自分の人生目一杯充実させて楽しむ術も身に付けて欲しいと思います。

現在は少しはなれて働く場に係わっています。移って半年がたち、ビー・カンパニーをどういう場にしていきたいのか、つかいぼう全体でどんな活動をしていくのか私自身に少し見えてきたものもありますが、あれもこれもとまだまだ絞りきれっていません。こんなところで半年の報告を終わりたいと思います。「ビー・通信」という働く場で発行しているものもありますのでご希望の方はご連絡下さい。(吉田)



入所施設や病院内に ケアホーム・グループホームを作らないで!

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法が改正された事に従い「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」で定められていた基準の特定の一部を県独自の条例で定めて良い事になりました。

2項目が案としてありましたが、そのうちの一つは今後の岐阜県の地域移行を進める上で非常に大きな影響を与えると思われるものです。

県独自の基準を設けるもの

① ケアホーム・グループホームの立地条件の緩和

	省令の内容	県の基準（案）
設備	<p>第140条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p> <p>※第140条の規程は、第210条において指定共同生活援助（グループホーム）の事業についても準用される。</p>	<p>第140条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p> <p><u>ただし、共同生活住居が、入所施設又は病院とは別個の独立した建物であり、かつ、利用者と利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される場合又は入所施設の入所者のうち、地域生活を希望する重度障害者の共同生活住居への入居を優先する場合等で、知事が認めた場合は、入所施設又は病院と同一敷地内に共同生活住居を設置することができる。</u></p>

理由

○ 省令では、ただし書き以下の規程は設けられていないが、ケアホーム・グループホームの設置を促進し、障害者の生活の場を確保を図るために、独自の基準として追加することとする。

〔基準の追加によるメリット〕

- ・ ケアホーム・グループホームの設置を促進し、障害者の生活の場を確保を図ることができる。
- ・ 重度障害者の地域移行を推進する。
- ・ これまでは「同一敷地外」とするために、境界線等となるフェンス等の整備を条件としてきたが、この条件緩和により、それらの整備（経費）が不要となる。

※ 岐阜市は中核市なのでこの対象からははずれます。

県ではパブリックコメントを募集していたので、後藤・吉田 2 名が提出しました。

「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の条例化」に対する意見

意	見
	<p>地域に合った条例がつくられることで良くなることもありそうですが、内容的に良くないと思われる点があります。</p> <p>私が問題に感じた点は、ケアホーム・グループホームを入所施設や病院の敷地内に作っても良いように基準が緩和される点です（第 140 条）。</p> <p>これは一見、筋ジスなど医療的ケアを必要とする人が地域生活に移行しやすくなって良さそうに映りますが、施設の中に家を建てて、それが地域移行というのには賛成しかねます。</p> <p>本来は、地域の中で医療や介護など必要な支援を受けながら生活できる環境が整えられるべきだと思いますので、この基準緩和には反対です。（後藤篤謙）</p> <p>ケアホーム・グループホームを入所施設や病院の敷地内に作っても良いように基準が緩和される事に反対いたします。（第 140 条）。</p> <p>共同生活住居で確保すべき大切な事は、</p> <ul style="list-style-type: none">・ そこに住む一人ひとりがそれぞれその人らしい違う暮らしができるかどうか・ 暮らしの主体でいられるか、その人なりの自己決定と自己責任を持った生活が守られているか・ 普通の家として地域の中に溶け込んだ住まいであるか・ お風呂に入る事や順番、食事の内容や生活のこまごまとした事が自分達で決めれる

か

・特別な機会を持つので無く普段の生活の中で、例えば道ばたでのあいさつや掃除、町内会、避難訓練などで、地域の一員としての関わりが持てるかどうかだと思います。

病院や施設の敷地内では利用者も地域の人も施設・病院の一部と言う認識しか持てないのではないかと。また収容の施設や病院は概ね辺鄙な場所に建設され誰にとっても、特に障害を持つ人には、生活し辛い場面が多く、日中の活動先への移動や買い物など生活の便はどうなのであろうか。

・敷地内では施設や病院とは異なる独立した生活が送れるか。職員や食事、規則等多くが共用になる事はないだろうか。

・入所・入院よりは幾分自由な生活（その事が一生を過ごす施設等の中では比較してとても大きい事であるとも想像しますが）にはなるかも知れないが、本当にその人らしい自立的な生活は作れないのではないかと。

自立のための訓練の場（社会的生活力）としての利用も考えましたが、やはり地域（現場）でなければ意味がないと考えました。

障害者が地域に出ることによって地域が変わります。これまで車椅子の人を乗せたことの無いバスが車椅子の人を乗せる。障害を持つ人と会話し、車椅子の扱い方を知る。スーパーや美容院、飲食店に出かけ店員が介助をする、お店の玄関にスロープを作る。間口を広く取る。訪問をする医療機関が増える・・・、避難訓練に参加するなど長い時間をかけて地域が少しずつ代わり、そして地域が豊かになっていく。障害者が地域に出る事が、誰もが暮らしやすい社会の第一歩となる。敷地内ではその可能性を持ちません。

地域住民の反対、建設と運営のための様々な確保が大変な事や、現在の入所や入院の生活の問題性等があることは理解し、幾らかでも解決していく事が多くの方々からのニーズとしてあるのかもしれませんが本質的な解決にはならず、かえって地域移行を止めてしまうのではないかと懸念します。（吉田朱美）

こういう提案がされた背景には、もう一つ、施設建設に対する地元住民の反対があるようです。反対には無知や偏見から自分都合の勝手な言い分まで様々な理由を付けられているのだろうと推測しますが、基本その人の土地にその人が建物を建てることに隣人が「賛成」とか「反対」等の意見を言えると思うことが大間違いだと思います。補助金のための「同意書」の存在も間違いです。差別禁止法が成立したらこういうことはなくなるのでしょうか。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の条例化に対する意見募集の結果

意見募集期間：平成24年10月9日から平成24年11月8日まで
 意見人数及び件数：3名、3件

※いただいた意見は、要旨を記載しています。

項目	ご意見	ご意見に対する県の考え方・対応
ケアホーム・グループホームの立地条件の緩和	<p>病院や施設の敷地内では、利用者も地域の人も病院や施設の一部という認識しか持てないのではなか。障がい者が地域に出ることによって地域が変わり、誰もが暮らしやすい社会の第一歩となると考えるが、敷地内ではその可能性を持たない。地域住民の反対、建設と運営のための様々な確保が大変な事や、現在の入所や入院の生活の問題等があることは理解し、いくらかでも解決していく事が多くの方々からのニーズとしてあると考えるが、本質的な解決 ならず、かえって地域移行を止めてしまうのではないかと懸念する。</p>	<p>○ 国の示す基本方針により障害者支援施設の新設が困難である中、高齢の高齢化等により在宅でお困りの施設入所希望者が相当数いることを障がい者団体の方々から伺っています。 このため、立地条件を緩和することによりケアホーム・グループホームの設置を促進し、地域移行の希望がある施設入所者の方はケアホーム・グループホームに入居いただき、在宅でお困りの方を施設に入所いただくことを考え、この基準を設定しました。</p>
ケアホーム・グループホームの立地条件の緩和	<p>常時医療を必要ない者がいても暮らしたい場所でも暮らすべきで、そこに障がい者が参加できる環境を構築すべきであり、病院の敷地の中で安易な環境をつくるべきではない。 まだいろいろな面で障がい者が住みよよいとは言えないからこそ、後戻りするのではなく、医療、学校、その他あらゆる場面で障がい者が活躍できるように前に進んでいけるような制度をつくっていただけるようお願いする。</p>	<p>○ 立地条件の緩和にあたっては、ノーマライゼーションの理念が保たれるよう、地域住民との交流の機会が確保される場合、地域生活を希望する重度障害者の共同生活住居への入居を優先する場合同の条件を付す予定です。</p>
ケアホーム・グループホームの立地条件の緩和	<p>ケアホーム・グループホームを入所施設や病院の敷地内につくっても良いように基準が緩和される点に問題を感じる。施設の中にケアホーム・グループホームを建て、それを地域移行というのには賛成しかねる。本来は、地域の中で医療や介護など必要な支援を受けながら生活できる環境を整えらるべきだと思う。</p>	<p>● 敷地内で地域移行を促す意見は、 「地域生活」という意味の議論は、必要です。 ● 障害者の方々に流れる地域移行の流れを止めたいよう。皆で安心して暮らす、しかりかかして(お母)</p>

きょういくについておもうこと

このところ「教育」について触れる機会があった。一つは「全国一斉 障害児の普通学級就学ホットライン」に取り組んだ事、もう一つは共生社会地域フォーラムの指定発言で教育における差別について話した事。

私にとっては久々の「教育」でしたが、現状を知るにつけ17～8年前に関わっていた頃とほとんど何も変わっておらず、むしろ特支が増えたことで地域の普通学級に行くという考え方がなくなってしまったのではと思えた。共生社会地域フォーラムは「障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定に向けて障害者政策委員会差別禁止部会でまとめられた意見書に基づき国民の意見を広く聞き、法の制定に活かす事を目的に行なわれたもの。

日本では障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備をしており差別を禁止する法律の制定もその一環であるが、同条約では「一般教育制度からの排除は差別である」とし、分離を原則とする日本の教育は権利条約に抵触するといわざるを得ないと差別禁止部会は意見書で述べている。

禁止法が成立したら、教育委員会や学校と戦わなくても地元の学校から普通の日程で就学通知が届くのだという説明を受けた。夢のような出来事が突然（でもないけれど）起きる。

普通学級を希望する人たちの「障害のある子もない子と一緒に学び育つ事が大切」「障害があっても、みんなと同じ事をさせて欲しい」という声がある。

「その子にあった教育を受けさせたい、可能な限り能力を伸ばしてほしい、専門家に手厚く見てもらいたい」が養護学校を希望する人たちの思いだろうか。あるいは「普通ではついていけないから可哀相」と言う不安や「遠慮しないで過ごしたい」という気持ちや付き添い等の現実的な問題から希望した進路だろうか。

また最近では義務教育を普通学級で過ごし高等部から特支を希望する新たなパターンが増えているという。理由としては、高校に入りにくいからと言うより「就職（進路）に有利」だからという。

先日参加した共生社会地域フォーラムでは「専門的な指導を必要とする人があり、受けられなくなるのではないかと、自閉症児が普通学級に不登校になった」といったインクルーシブ教育に対する不安や危機意識を持つ意見があった。

またインクルーシブ教育には専門性より人権意識を持つ事の方が大切という意見もあった。

普通学級に不均等待遇が無くなり合理的配慮が行なわれれば、介助や付き添いや物理的な環境や移動方法の問題は解消し、障害特性に合わせた教材と指導方法で学習などが行なわれるようになった時、どのくらいの人がどんな理由で特支を望むのだろうか。

ハンディや条件の問題がクリアされた時どの進路を選ぶ人も初めて「(学校で)どんな力をつけてやりたいのか」について考える事ができるのではないかと思う。重度な障害者が24時間介護保障を獲得した時、やっと自分らしく生きることのスタートラインに立ちこれからどう生きていくのかを考えるように。

その子にあった教育と包括的な教育、ちがいを認め共に生きること、障害(出来ない事)に対する気兼ねや劣等感、いじめ、不登校…。差別選別教育の結果のきわめて普遍的な問題ではないかと思っている事が、障害児独自の問題のようにも扱われている。やっと共に学ぶ教育の基盤ができる。当面学校も子どもや家族も混乱があるのだろうけど、大揺れに揺れてあちこちで本質的な人権や教育についての議論が起きたらいいなと思う。(吉田)

新人自己紹介

つかいぼうで主に活動を担当している原千鶴です。今年は「カルタ大会」「みんなでやるまいキャンプ」今の時期だと1月14日に行う「ニューイヤー交流会」の企画など考えています。まだまだ参加された皆様にご満足いただける内容ではないですが、「楽しかった」「また参加したい」と思われる企画を目標とし、頑張りますので今後ともよろしくをお願いします。

入社きっかけは、何らかのきっかけで見たつかいぼうのホームページでした。以前から障害の方と関わる仕事をしていて、施設での仕事でした。ホームページに「障害のある人もない人もみんなが共に学び、働き、暮らせる社会をめざして」という言葉が目がいきました。私は施設に入所されている人しか知らなかったので興味ができました。ホームページを見ていくと障害の人が一人暮らしをしていたり、さまざまな活動をしていたり、どうやって暮らしているのだろう?どんな生活をしているのだろう?と私のなかで疑問に思う事と興味がきっかけでした。

活動をきっかけに色々な人と出会い、いろんな事を知り日々勉強になっています。まだまだ力不足な所は山ありますが、今後とも頑張っていくのでよろしくをお願いします。

第14回 手作りキャンドル展

日にち 2012年12月1日(土)～16日(日) 毎週木曜日休み

時間 月～金(木を除く) 11時～16時

土・日 11時～17時30分

場所 岐阜市柳ヶ瀬レンガ通り(神室町) ミニテラス

ロウソク工房ヴァリエーションの毎年の恒例のキャンドルの展示販売です。今年には作業所の新築移転と新規事業の開始や新しい作業の開始、配置の変更と互いに全体をフォローする事等でなかなかキャンドル作りに専念できない年でした。キャンドル展の開催を土日に縮小という案もありました。けれども毎年心待ちにして下さる方がいらっしゃる、みんなの工賃を落としたいくないこと、そしてキャンドル展は私たちの中で「道標」なのでまずはいつものように開催して今年をみつめ今後を考えたいと考え、いつものように開催することにきめ準備に邁進しています。

今年もクリスマスキャンドルの他、アロマなど癒し系、雑貨風、インテリア…色々取り揃えております。是非是非お越し下さい。お待ちしております。

2013 ニューイヤー交流会

昨年初めての試みで「新年をマツタリみんなで祝いたい！」と行なった新年会。

つかいぼうの取り組みなどしっかり紹介させて頂き、音楽やゲームや食事などでゆっくり楽しんでいただけたかなと思います。

さて期待の来年の第2回目は…、せっかく「つかいぼう」を軸に集まって下さった方々です。どんな人が関わり、どんな状況があり、どんな思いでいるのかな？とか、私はこのことが話したい！とか、もう少し踏み込んで互いに交流できたら！と思います。友人・知人・家族などなどお誘いあっておいで下さい。お待ちしております。

【日にち】 2013年1月14日(祝・成人の日)

【時間】 11:30(開場)～15:30(予定)

【場所】 岐阜県長良川スポーツプラザ(岐阜市長良福光2070-7)

【内容】 交流・ゲーム・抽選会・食事・音楽…只今、計画中!!!

【会場】 500円

【その他】 原則現地集合ですが、送迎介護等の必要な方ご相談下さい。

◇参加申込 締め切り 2013年1月6日まで

【編集後記】 やっと今年2回目の発行！と喜んだら、お正月は目の前でした。申し訳ありません。選挙戦、直前です。原発を軸に構造が揺れ動いています。脱原発は当然ですが、「福祉」はどうなっていくのでしょうか。生活保護費は削られます。政権の交代は障害者の制度改革や権利条約の批准、法の整備にどんな影響を及ぼしてくるのでしょうか。社会保障費の抜本的改革(=切捨て)を掲げている人もいますよね。後悔がないよう選びましょう。

(吉田)